

## 尼崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合いながら自己実現に向けて生きる力や喜びが感じられる「互いの人権を尊重し、ともに生きるまち」の実現を目指し、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「性的マイノリティ」とは、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性と異なる者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2者の間の関係であって、互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。

### (パートナーシップの宣誓)

第3条 パートナーシップを形成している者は、互いにその人生のパートナーとすることを市長に対して宣誓することができる。

2 前項の規定による宣誓（以下「パートナーシップ宣誓」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法に定める成年に達していること。

(2) 一方又は双方が本市内に住所を有し、又は本市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。

(4) 双方が当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップを形成していないこと。

(5) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条又は第735条の規定により婚姻をすることができない関係（養子と養親の関係である場合を除く）でないこと。

### (パートナーシップ宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ宣誓は、その宣誓をしようとする者双方が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）の正本1通及び副本2通及びパートナーシップ宣誓確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）1通にそれぞれ自己に係る次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 住民票の写し（パートナーシップ宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）（本市内への転入を予定している者にあつては、その転入の予定の事実を確認することができる書類）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（パートナーシップ宣誓をしようとする日前3月以内に官公庁等で発行されたものに限る。）

2 パートナーシップ宣誓をしようとする者は、前項の書類を提出する際、それぞれ自己を名義人等とする書類で次の各号のいずれかに該当するものを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
  - (2) 旅券
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等であって自己の顔写真が貼付されたもの
  - (5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類
- 3 市長は、パートナーシップ宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に必要事項を記入することができないと認めるときは、パートナーシップ宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

(宣誓証明等)

- 第5条 市長は、第4条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条第2項に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者がパートナーシップ宣誓をした旨を証明するものとする。
- 2 前項の規定による証明（以下「宣誓証明」という。）は、当該宣誓証明に係る宣誓者双方の立会いのもと、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号。以下「受領証」という。）を当該宣誓者双方に交付して行うものとする。ただし、やむを得ない理由により当該宣誓者双方の立会いが困難であると市長が認めるときは、市長が別に定める方法により行うことができる。
- 3 市長は、宣誓証明をする日時等について、あらかじめ当該宣誓証明に係る宣誓者と調整するものとする。
- 4 市長は、宣誓証明をするときは、あらかじめ、当該宣誓証明に係る宣誓者双方に対し、自己の氏名を受領証に記入させなければならない。
- 5 市長は、宣誓者の一方又は双方が自ら受領証に必要事項を記入することができないと認めるときは、パートナーシップ宣誓をした者以外の者に代筆させることができる。
- 6 市長は、宣誓証明をしたときは、当該宣誓証明に係る宣誓者に対し、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の副本2通を交付するものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、パートナーシップ宣誓をしようとする者双方が希望するときは、市長は、これらの者に対し、前項の規定による宣誓書の副本の交付に代えて受領印を押印した宣誓書の正本の写しを交付し、又は宣誓書の副本1通を交付することができる。この場合においては、第4条第1項の規定にかかわらず、当該者双方の希望に応じ、宣誓書の副本の提出を省略し、又は提出する宣誓書の副本を1通とすることができる。

(通称の使用)

- 第6条 宣誓書及び確認書には、氏名の記載に加えて、通称（氏名以外の呼称であって、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。）を記載することができる。
- 2 受領証には、氏名に代えて、通称を記載することができる。

(受領証の再交付)

- 第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出し、受領証の再交付を申請することができる。

この場合において、受領証を著しく毀損し、又は汚損したことを理由に受領証の再交付を申請するときは、再交付申請書にその毀損し、又は汚損した受領証を添付しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請をする者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請を行った者に受領証を再交付するものとする。
- 4 受領者は、受領証を紛失したことを理由に受領証の再交付を受けた場合において、その紛失した受領証を発見したときは、速やかに、その発見した受領証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 受領者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、パートナーシップ宣誓書記載内容変更届(様式第5号)に受領証及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出(以下「変更届出」という。)をする者について準用する。
- 3 市長は、変更届出があったときは、当該変更届出をした受領者に当該変更届出に係る変更後の内容を記載した受領証を交付するものとする。
- 4 市長は、変更届出をした宣誓者が希望するときは、受領印を押印した当該変更届出に係る変更届の写しを当該宣誓者に交付することができる。

(受領証の返還等)

第9条 受領者(受領証を紛失している者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その保有する受領証を市長に返還しなければならない。

- (1) 当該受領証に係るパートナーシップを解消したとき。
- (2) 受領者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 受領者がパートナーシップ宣誓をした時点において第3条第2項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

2 前項の規定による受領証の返還(以下「受領証返還」という。)は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証を添えて市長に提出して行わなければならない。

- 3 受領者(受領証を紛失している者に限る。)は、第1項各号のいずれかに該当するときは、返還届を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、受領証返還又は前項の規定による返還届の提出をした者が希望するときは、受領印を押印した返還届の写しを当該者に交付することができる。

(事務の所管)

第10条 パートナーシップ宣誓に関する事務は、尼崎市総合政策局協働部ダイバーシティ推進課において行う。

(情報の管理)

第11条 宣誓者から提出された個人情報については、尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例48号)に基づき適切に取り扱う。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書については保存期間を定めずに保存するものとする。

(協定による手続き)

第13条 本市に転入した者が「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」(以下「協定」という。)の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証(カード形式のものを含む。以下「締結自治体受領証」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第7号)

(2) 締結自治体受領証

(3) 住民票の写し

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合は、前項第2号の書類を添えて、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第8号)により受領証交付の事実を転出元締結自治体に通知するものとする。

4 本市から締結自治体に転出した受領者(以下「転出受領者」という。)が協定に基づく手続きを行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、第9条の届出を省略することができる。

5 前各項の規定による手続きについては、転入宣誓者及び転出受領者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総合政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。